



## 神奈川県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第11弾)」について

神奈川県に4月20日から特措法に基づくまん延防止等重点措置が適用され、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町も5月12日から追加指定(期間:5月12日~6月20日)されました。

県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県の要請に応じて、夜間営業時間の短縮にご協力いただいた事業者様に対し、事業規模に応じた協力金を交付しています。

今回は、6月9日に県から発表された、まん延防止等重点措置区域に適用される「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第11弾)」の概要を見ていきます。

### 1. 協力金の概要

対象地域: 藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、横須賀市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、平塚市、小田原市、秦野市の20市町

対象期間: 令和3年6月1日から令和3年6月20日まで

対象施設: 食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた店舗

要請内容: 5時から20時までの時短営業、酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は終日停止、カラオケ設備提供の終日停止

※飲食を主たる業とする店舗に限る

対象店舗: 通常20時から翌朝5時までの時間帯に営業し、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けている店舗

**注1.** 交付要件を満たしていれば、協力金の対象となる店舗

\* 食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて営業している以下のような店舗で、交付要件を満たしていれば、協力金の対象となります。

劇場等(劇場、観覧場、映画館、演芸場など)

遊興施設等(カラオケ店、キャバレー、スナック、バー、個室ビデオ店、ライブハウスなど)

遊技施設(ボウリング場、スポーツクラブ、麻雀店、パチンコ屋、ゲームセンターなど)

宿泊施設(ホテル又は旅館の複数人数での利用が可能な飲食提供スペース(宴会場など))

**注2.** 協力金の対象とならない店舗

1. 惣菜・仕出し・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどのテイクアウト専門店(飲食する場所を設けていない店舗が該当します。)

2. 宅配ピザ屋などのデリバリー専門店

3. イートインスペースのあるスーパーやコンビニ

4. 自動販売機(自動販売機内に設置された給湯装置等を使用して調理が行われるものなど)コーナー

5. 宿泊を目的とした利用が見込まれるネットカフェ、マンガ喫茶

6. キッチンカー

7. ホテルや旅館の宿泊者が専用で利用する客室

### 2. 交付要件 … 以下の他にも要件があります。

・食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受け、営業の実態があること。

・当該許可の有効期限が令和3年6月20日以降であること。

・上記営業許可証(飲食店営業又は喫茶店営業にかかる許可に限る。)に記載されている営業者であること。

・通常20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた事業者が、令和3年6月1日から令和3年6月20日までの期間、5時から20時まで(酒類の提供は終日停止、利用者による酒類の店内持込みを含む。)の間に時短営業すること(休業を含む)。

・6月1日以後、時短営業開始日から6月20日まで連続して時短営業要請に応じること。

### 3. 交付額(1日当たりの協力金交付額)

大企業以外は【売上高方式】又は【売上高減少額方式】のいずれかの計算方法を選択可。

【売上高方式】 大企業は選択不可	令和2年又は令和元年の時短要請月(6月)の1日当たりの売上高		
	7.5万円以下	7.5万円超~25万円以下	25万円超
3万円	上記売上高×0.4	10万円	
【売上高減少額方式】	令和2年又は令和元年の時短要請月(6月)からの1日当たりの売上高減少額×0.4(上限20万円)		

4. 申請方法: 詳細が決まりましたら、改めて当ホームページでご案内します。

5. 問合せ先: 協力金(第11弾)コールセンター 045-522-2431

<受付時間>: 月曜から金曜(祝日は除く)9時から17時まで

【詳細は下記ホームページをご参照ください】よくあるお問い合わせも掲載されています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第11弾)について

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin\\_11th.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin_11th.html)